

平成 27 年 2 月 12 日

海事局船員政策課

問い合わせ先

TEL: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8651 FAX: 03-5253-1643

国土交通省海事局船員政策課 伊崎、志賀（内線 45-103 45-134）

国際海事機関（IMO）第 2 回人的因子訓練当直小委員会（HTW2）の結果について**主な審議結果**

- ・ 極海（北極海および南極海）を航行する船舶に乗り組む船員に求める訓練要件を合意
- ・ 旅客船に乗り組む船員及びその他の要員の訓練要件については、次回小委員会（HTW3）で再審議
- ・ 船員の疲労の軽減・防止のための「疲労の軽減及び管理に関する指針」の見直しを合意

2月2日から2月6日までの間、英国ロンドンにおいて、国際海事機関（IMO）第2回人的因子訓練当直小委員会*（HTW2）が開催され、我が国からは、在英日本国大使館、国土交通省、（一財）海技振興センター、（一社）日本船主協会等から構成される代表団が出席しました。今次会合における主な審議内容・結果は、以下のとおりです。

* 一昨年11月に開催されたIMO第28回総会において、IMOの海上安全委員会（MSC）など「親委員会」傘下の小委員会を再編し、従来の9つの小委員会から7つの小委員会とすることが正式に承認されました。

これにより、従来の「訓練当直基準小委員会（STW: Sub-Committee for Standards of Training and Watchkeeping）」は、「人的因子訓練当直小委員会（HTW: Sub-Committee for Human Element, Training and Watchkeeping）」へ名称が変更され、今回、第2回目の会合が開催されました。

1 極海域を航行する船舶に乗り組む船員の訓練要件**(1) 背景**

北極海を航行するための訓練要件に関しては、IMOの場において極海を航行する船舶の義務的コード（極海コード）の策定、STCW条約及びSTCWコードの改正に向けた議論が行われています。昨年11月にはMSC94において、極海コードの安全要件を義務化するため、海上人命安全条約（SOLAS条約）附属書の改正案が採択されました。

今次会合では、STCW条約及びSTCWコードの改正案における訓練要件の詳細に関し、極海を航行する船舶に乗り組む船員の訓練要件を2段階（基本訓練及び上級訓練）として、各訓練の具体的な要件の議論が行われることになりました。

(2) 審議結果

極海域を航行する船舶に乗船する乗組員の訓練要件に関するSTCW条約及びSTCWコード改正案に関する米国提案及び中国提案を審議し、以下の内容を含むSTCW条約第5章及び同コードの改正案が合意されました。

(ア) 基本訓練証明書の取得要件には、極海域での乗船履歴 (Seagoing service) を含まないこと。

(イ) 上級訓練証明書の取得要件における乗船履歴については、極海域での乗船履歴、又は主管庁が同等性があるとして承認した極海域以外での乗船履歴 (other equivalent approved seagoing service) のいずれか2ヶ月以上とすること。

また、極海コードは、SOLAS条約附属書第14章により2017年1月1日に強制化が見込まれる一方、STCW条約及び同コードの今回の改正の施行が2018年1月1日になることから、加盟国に対して、極海コードの施行に合わせて訓練要件の施行が早期にできるよう勧奨することとされました。

2 旅客船に乗り組む船員及びその他の要員の訓練要件

(1) 背景

2012年5月にイタリアにて発生したクルーズ旅客船コスタ・コンコルディア号の事故を受け、同年5月のMSC90において、旅客船の安全対策強化について審議が行われ、速やかに実施すべき運航上の安全対策 (短期的措置) と、事故調査結果を踏まえた技術的検討に基づき実施する安全対策 (長期的措置) とに分けて検討を進めることが決定されました。MSC92において、2013年5月にイタリア政府から公表されたコスタ・コンコルディア号事故調査報告を踏まえ、今後検討が必要と考えられる項目を暫定的に決定しましたが、その中で旅客船乗組員の訓練要件の充実についても検討することとなりました。

前回会合では、米国からは、STCW条約の適用対象となる旅客船の乗組員に対する特別な訓練要件を見直し、群衆管理訓練を特定の乗組員に限定することなく、サービス要員を含む全乗組員を対象として行うべきであるとして、STCW条約及びSTCWコードにおける具体的な訓練要件の改正案の提案がなされ、作業部会において検討することとなりましたが、時間的な制約により、具体的な議論には至らず旅客船の安全対策に関するCG (コーディネーターは米国) を設置し、今次会合にCGより検討結果を報告することとなりました。

(2) 審議結果

旅客船の安全対策に関するコレスポンデンス・グループ(CG)からの報告及び同報告に対する国際海運会議所(ICS)他からのコメントについて審議したところ、旅客船の乗組員に対する訓練要件の区分や訓練証明書の発給等について各国の意見が分かれたことから、引き続きCGにて検討し、その結果を次回小委員会に報告し、改めて審議することとされました。

3 船員の疲労の軽減・防止

(1) 背景

昨年 11 月に開催された MSC94 において、HTW の新規成果とすることが決定された「疲労に関する指針の改訂」については、HTW2 の議題「人的因子の役割」の下で審議することとされました。今次会合では、オーストラリア等からの「疲労の軽減及び管理に関する指針」(MSC/Circ. 1014) の改訂及び更新に関する提案がなされました。

(2) 審議結果

小委員会は、オーストラリア等からの「疲労の軽減及び管理に関する指針」(MSC/Circ. 1014) の改訂及び更新に関する提案 (HTW2/8) を審議し、①リスクに基づく手法を導入すること、②すべての職位の船員に対する疲労を対象とすること、③疲労管理のための実効的な手法を提供するものであること等を考慮した上で同指針の改正を行うことを合意し、オーストラリアは次回小委員会に素案の提出を申し出ました。また、同指針の改正においては配乗要件の見直しは含まないことで合意しました。(了)

極海を航行する船舶の船長及び甲板部職員の訓練要件について (概要)

1. 極海コード第12章で定められた訓練要件

2014年11月、国際海事機関(IMO)第94回海上安全委員会(MSC94)において、SOLAS条約附属書改正案を採択し、SOLAS条約附属書に第14章が新設され、極海コードが義務化の予定(同SOLAS条約改正及び極海コードは2017年1月1日に発効見込み)。

氷の状態	タンカー、旅客船	その他
未氷結	適用外	
(氷海) Open waters (海面に海氷の占める割合が10%以下)	基本訓練(船長、一等航海士、甲板部の当直を担当する職員)	適用外
(氷海) Others (海面に海氷の占める割合が10%超)	上級訓練(船長、一等航海士) 基本訓練(甲板部の当直を担当する職員)	

2. STCW条約・STCWコードで定められた訓練要件

本年2月、IMO第2回人的因子訓練当直小委員会(HTW2)において、以下の訓練要件を含むSTCW条約・STCWコード改正案に合意。本年6月のMSC95において条約改正案を承認(改正案の最終化)来年5月のMSC96において採択を見込む(2018年1月1日に改正STCW条約が発効の見込み)。

○訓練要件の概要

① 基本訓練

能力	知識・理解・技能
極海における安全な船舶運航	氷の特性、異なる特性の氷が存在する海域における氷の見分け方の基礎知識
	氷海域、寒冷海域における船舶の性能の基礎知識
	氷海域における船舶の運航と操縦性能の基礎知識
法令要件の遵守の確認及び監視	関連法令
安全な作業の実及非常事態への対応	作業の準備、条件及び安全の基礎知識
汚染予防要件の遵守及び環境被害の防止	環境要因と関連規則の基礎知識

・乗船履歴は必ずしも要件としない。

② 上級訓練

能力	知識・理解・技能
極海における航海計画と航海	航海計画及び報告の知識
	機器の限度の知識
極海における安全な船舶運航の管理	氷海における船舶の操縦性能及び知識
乗組員・旅客の安全、救命・消火及び他の安全システムの作動状態の維持	安全に関する知識

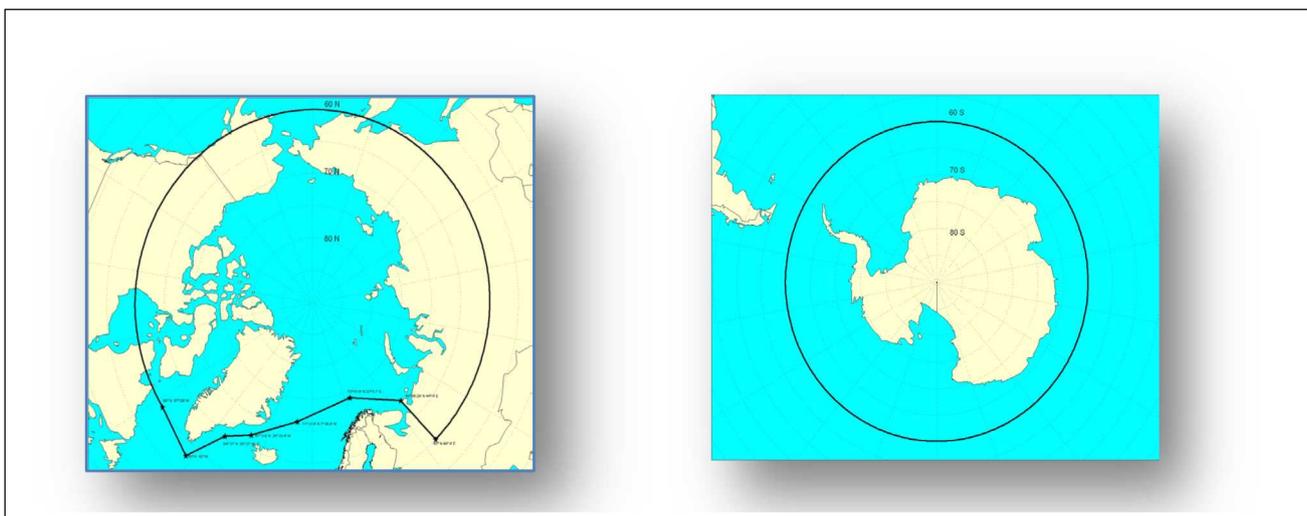
・乗船履歴については、極海における承認された乗船履歴、又は、その他の主管庁により同等性があるとして承認された乗船履歴(other equivalent approved seagoing service)のいずれか2ヶ月以上

○経過措置(対象期間:極海コードの発効日(2017年1月1日の見込み)からSTCW条約改正の発効日(2018年1月1日の見込み)の間)

基本訓練、上級訓練ともに、過去5年以内に、主管庁が認めた訓練又は乗船履歴を有していること。

3. 極海コードで定められた海域

極海コードで定められた対象海域は以下のとおり。



北極海

南極海

(了)